

保育所の設置・運営事業者募集要項

令和2年12月

天 理 市

目 次

1 公募の趣旨	1 p
2 公募の対象	1 p
3 整備の時期	1 p
4 事業用地に関する条件	1 p
5 応募者の資格	2 p
6 施設整備の条件	2 p
7 施設運営の条件	3 p
8 応募手続き	5 p
9 審査	7 p
10 応募に関するスケジュール	9 p
11 問い合わせ先	9 p
○別紙1 提出書類一覧	10 p

保育所の設置・運営事業者募集要項

1 公募の趣旨

天理市では、平成27年度から、子ども・子育て支援の新制度が創設され、令和2年3月に「天理市子ども・子育て支援事業計画」を更新しました。その趣旨に則り、今後についても引き続き保育需要が予想されることや、待機児童の解消を図り保育ニーズに早急に対応するため、保育所の設置・運営を行う事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

2 公募の対象

天理市内において次の設置・運営を行う事業者（1法人）を募集します。

(1) 対象施設及び設置数

- ・認可保育所 1園

(2) 募集地区

- ・公募の対象となる地域は、概ね市内の以下の校区内とします。

丹波市校区、山の辺校区、前栽校区、井戸堂校区、二階堂校区

※既存の保育所、幼稚園及び認定こども園と一定の距離があることが望ましい。

(3) 定員規模

- ・0歳から就学前までの子どもを対象とし、定員を80人以上とします。

※定員を80人以上としているが、定員数の多い提案を行った事業者には選定の際に加点します。

※低年齢児に待機児童が多い状況を踏まえ、持ち上がりを考慮したうえでできる限り0歳から2歳児の受け入れ枠を確保する。なお、0歳から2歳児の定員は、全体の定員うちの4割程度の枠を確保することが望ましい。

3 整備の時期

令和5年4月1日に運営開始できること。

4 事業用地に関する条件

(1) 事業者が所有又は賃借する土地の要件等

- ①事業用地は、事業者が所有若しくは取得見込又は借地であること。ただし、借地の場合は施設の建設に支障がないこと。
- ②借地については地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記すること。ただし、土地の賃貸借期間が賃貸借契約において20年以上とされている場合この限りでない。また、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下とすること。
- ③天理市防災総合マップで定める、浸水想定区域（0.5m未満は除く）に入っていないこと。

(2) 本保育所の設置・運営事業者募集に際し、事前に天理市内の不動産関係各社より保育所建設の候補地の情報を収集しています。事業者への情報提供は閲覧のみとし

ているので、閲覧希望の事業者は事前に児童福祉課まで電話予約したうえで、来庁し閲覧してください。

5 応募者の資格

応募者は、本要項及び関係法令等を遵守するとともに、申込時において次の全てを満たすことを要件とする。

(1) 次の条件を満たす事業者

応募申込み時点で、近畿地区（奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県）又は三重県内で認可保育所、認定こども園（幼保連携型又は保育所型）を3年以上運営している法人。

(2) 応募者自ら施設整備・事業運営を行うこと。

(3) 事業を遂行することができる十分な資力、技術、知識等を持ち、継続的・安定的に施設の運営ができること。

(4) 次の全ての事項に該当しないこと。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号、以下「認定こども園法」という。)第17条第2項に掲げる基準のいずれかに該当する者。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又はそれらの利益となる活動を行う者。
- ④児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第5項第4号の規定に該当する者。

(5) 公租公課を滞納していない者。

6 施設整備の条件

(1) 施設整備にあたっては、次に記載の法令等(以下、「基準条例等」という。)を遵守すること。

- ①児童福祉法及び奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年奈良県条例第39号)
- ②天理市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第22号)
- ③建築基準法における新耐震基準(昭和56年6月1日施行)及び消防法、その他の関係法令

(2) 施設計画及び仕様について

- ①近隣に十分配慮した計画とし、地元自治会等と必要な協議・調整を行うとともに、近隣への日照、騒音などの環境面に配慮し、近隣住民等への事前説明・調整・紛争等の解決については、事業者の責任において誠意をもって対応すること。

本要項「9 審査」により最優秀提案者に選定された場合は、隣接地権者をはじめ、自治会への説明会を開催し、地元自治会の同意書を提出すること。

ただし、同意書を提出できない場合はその理由や協議事項等を報告し、市の承認を得ること。

- ②園舎は原則2階建以下とし、建物の外観及び色彩は、周辺の景観と調和させること。
3階建以上となる場合は、様式11に理由を記載すること。
- ③敷地内に給食材料搬入や緊急時に利用する駐車スペースを確保すること。
- ④保護者が利用できる児童送迎用の駐車・駐輪スペースを、敷地内や近隣に確保すること。
- ⑤保育室・園舎については、基準条例等に示す面積を確保すること。
- ⑥屋外遊戯場・園庭は、基準条例等に示す面積を確保し、原則として園舎と同一敷地内又は隣接地に設置すること。

ただし、同一敷地内に屋外遊技場を設けることが困難な場合は、保育所の付近の公園等を屋外遊技場に代えることができる。その場合、該当公園等に公衆便所・手洗い場があり、児童の歩行速度で徒歩10分程度の距離で、かつ、移動にあたり複数の職員を同伴させる等、安全が確保されていること。

また、屋上については、次の要件を全て満たす場合は面積算入を認める。

- ・耐火建築物であること。
- ・保育所保育指針に示された教育・保育内容が、効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- ・屋上（屋上と同一階を含む。）に、便所、水飲み場等を設けること。
- ・防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること。

（3）建設費にかかる補助

- ①国の保育所等整備交付金を活用し、天理市民間保育所運営費補助金の各交付要綱に基づいて補助する予定。
ただし、天理市の令和3年度予算成立を条件とし、予算が成立しない場合は、補助をしないことがある。
- ②施設建設に係る実施設計業者及び施工業者との契約は国からの補助金の内示通知後に行うこと。

（4）その他

- ①施設建設にあたっては、事業者において事業認可、建築確認等必要な手続きを行い、所要の許認可等を得ること。なお、これらに要する費用は、事業者が負担すること。
- ②事業を行うために締結する契約については、一般競争に付すなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠すること。入札等において不正等が発覚した場合は、事業者としての選定を取り消すことがある。
- ③施設賠償保険、災害共済給付制度等の保険制度へ加入すること。

7 施設運営の条件

- （1）施設の運営に当たっては、基準条例等の関係法令や天理市の指導及び利用調整に基づき適正に運営すること。

(2) 奈良県において、保育所としての認可の手続きを行う必要がある。

(3) 開所時間

1日の開所時間は原則11時間とし、加えて平日のみ最低1時間以上の延長保育を実施すること。

なお、本市の公立保育所は以下の時間を基本としています。

- ・保育標準時間（月～金） 7：30～18：30
- ・保育短時間（月～金） 8：30～16：30
- ・延長保育時間（月～金） 18：30～19：00
- ・土曜日開所時間 7：30～17：00

(4) 休園可能日

日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

(5) 受入年齢

受入年齢は0歳から5歳児までの児童を受け入れること。

(6) 特別保育事業

通常の保育事業のほかに延長保育事業を実施するとともに、一時預かり事業の実施に努めること。

※一時預かり事業の実施する提案を行った事業者には選定の際に加点します。

(7) 子育て支援事業について

児童福祉法に則った子育て支援事業の実施に努めること。

(8) 職員配置

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年12月29日厚生省令第63号）に定める以上の配置とすること。また、安定した保育を提供するため、出来るだけ正規職員として採用し、労働環境や処遇の向上に努めること。

(9) 給食

食育の観点により、原則として全ての児童に対して園内で調理して提供することとし、アレルギー対応等児童の健康状態に配慮して調理すること。また、定員に応じて必要な調理員を配置するとともに、管理栄養士又は栄養士による指導体制を整備すること。

ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。

(10) 第三者評価

保育サービスの検証・評価・改善を図るため、第三者評価に積極的に取り組むこと。

(11) 設置後の運営

設置した保育所は、設置後10年以内に廃止せず、20年を目途に運営を継続すること。やむを得ない事情により、保育所の運営が継続しがたい事情が生じたときは、市と協議のうえの方針を決定すること。（運営した継続年数により、補助金の返還を求められる場合があります。）

8 応募手続き

(1) 募集要項等の配布

- ①配布期間 令和2年12月18日(金)から
(土、日、祝日を除く、天理市役所開庁日)
- ②配布時間 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
- ③配布場所 市役所2階 児童福祉課
- ④配布方法 担当窓口において直接入手するほか、本市ホームページからダウンロードして入手することができます。

(天理市ホームページ URL <http://www.city.tenri.nara.jp/>)

※応募状況の照会にはお答えできません。

(2) 質問の受付及び回答

- ①受付期間 令和2年12月18日(金)から令和3年1月13日(水)まで
- ②本募集要項に関して質問のある方は、受付期間内に質問書(様式A)に必要事項を記入して、電子メールにて児童福祉課に送信してください。また、件名は「保育所の設置・運営事業者募集に関する質問：●●」(●●は提出法人名)としてください。

※訪問、電話、ファックス、郵送等による質問は受け付けません。またこの期間以外の質問も受け付けません。なお、質問及び回答の内容については、本募集要項に関するものとし、(それ以外のものや、単なる意見表明と解されるもの又は個人からの質問には回答しません。)

※質問を提出した場合は、必ず電話で着信確認を行ってください。

(土、日、祝日を除く、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで)

- ③質問受付期間中、受け付けた質問に対する回答を随時本市ホームページに掲載します。質問者個別には回答しません。
- ④最終回答更新予定日 令和3年1月15日(金)

(3) 応募意思の事前登録(物件確定含む)

応募書類の提出に先駆け、物件予定地、募集定員を確定させたいうえで応募意思の事前登録書(様式B)に記入し、下記期間内に必ず持参により提出してください。

なお、本登録が応募の前提条件となりますので、応募予定の事業者は必ず提出してください。

- ①受付期間 令和3年1月18日(月)から令和3年1月29日(金)まで
(土、日、祝日を除く、天理市役所開庁日)
- ②受付時間 午前9時から正午まで、及び、午後1時から午後5時まで
- ③提出先 市役所2階 児童福祉課

(4) 応募書類の提出等

応募書類の提出は、下記の事項に従って、事前に来庁日時を児童福祉課に電話予約した上で、必ず持参により提出してください。郵便、信書便、ファックス、電子メールでの提出は受け付けません。

- ①受付期間 令和3年2月15日（月）から令和3年3月19日（金）まで
（土、日、祝日を除く、天理市役所開庁日）
- ②受付時間 午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで
- ③提出先 市役所2階 児童福祉課
- ④提出書類 別紙1に記載の書類を提出してください。
- ⑤提出部数 正本1部、副本9部
- ⑥応募書類の提出に関する留意事項
- (ア) 提出期間終了後の応募書類等の変更及び追加は原則として認めません。ただし、本市から指示した場合は除きます。
- (イ) 書類の不備を含め、期限までに必要な書類が整わない場合には受付できませんので余裕をもってご提出ください。
- (ウ) 応募に要する費用は、応募者負担とします。
- (エ) 応募書類に使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるものとし、使用する通貨は日本円とします。
- (オ) 応募書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- (カ) 応募書類に係る著作権は各応募者に属しますが、公文書公開等の必要性から、応募書類や応募内容を公表する場合があります。
- (キ) 別紙1に記載の書類のほか、選定委員会が必要と認める書類の提出を求める場合があります。
- (ク) 提出にあたっては、1部ごとにA4版のファイルに綴り、各書類の先頭にはインデックスをつけてください。また、正本（1部）の表紙及び背表紙に「保育園名称（仮称）」「事業者名」を記載してください（テプラ等のシールも可）。ただし、副本（9部）には上記の記載は不要です。
- (5) 応募の辞退
応募を辞退する場合は、参加辞退届（様式C）を提出してください。
- (6) 第1次審査（書類審査）の実施
選定委員会による第1次審査（書類審査）を実施します。
- ・書類審査実施日 令和3年4月中旬
- ※審査結果は全ての応募者に書面にて通知し、第1次審査通過者には、第2次審査の案内等を通知します。
- ※審査に対する質疑や異議には応じません。
- (7) 第2次審査（現地視察、事業概要説明及びヒアリング）の実施
第1次審査通過者を対象として、選定委員会による第2次審査を実施します。当該審査においては、選定委員による既存運営施設の現地視察、応募者による事業概要説明及び選定委員によるヒアリングを行います。
- ・現地視察及びヒアリング実施日 令和3年5月中旬から5月下旬
- ※現地視察、事業概要説明及びヒアリングの実施日や視察対象施設、出席者の詳細については、第1次審査通過者へ別途通知します。
- ※プレゼンテーション時に、事業計画の変更及び追加することは認められません。

(8) 最優秀提案者の決定

- ・本要項「9. 審査」に基づき、提案された事業計画の内容を審査し、総合的に評価を行って最優秀提案者を選定します。
- ・最優秀提案者は、令和3年6月中旬に決定する予定です。審査結果は全ての第2次審査対象者に書面にて通知します。

※審査結果によっては、選定委員より条件が付与されることがあります。その場合は、その条件を承諾することにより、最優秀提案者に決定されることとなります。

※審査結果は公表しますが、審査に対する質疑や異議には応じません。

9 審査

(1) 選定委員会による評価の実施

最優秀提案者の選定にあたっては、市が設置する選定委員会において、応募者から提出された書類に基づく第1次審査並びに既存運営施設の現地視察、応募者による事業概要説明及びヒアリングを実施する第2次審査により行うものとし、応募者の資格要件、提案された事業計画の内容等について審査を行い、総合的に評価を行って、最も高い評価となった応募者を最優秀提案者として選定します。

選定委員会の会議は非公開としますが、審査の結果については後日公表します。

※事前に委員と本件に関し接触を持ち、又は持とうとした者の関係応募者は失格とします。

(2) 最優秀提案者の選定方法

選定委員会は次の(3)に示す審査項目について審査を行い、最も高い評価となった応募者を最優秀提案者として選定します。

ただし、最高得点の最優秀提案者であっても、P8の「評価項目基準表」の合計得点評価が配点合計の60%に満たない場合は不採択とします。

(3) 審査項目

①応募要件の審査

応募要件の審査は、募集要項に示した資格要件等を満たしているかの確認をします。

※資格不備の場合又は虚偽の記載がある場合は失格とします。

※応募書類に記載された内容が、関係する法律や条例に明らかに抵触している場合は失格とします。

②提案内容の審査

上記①の要件を満たす応募者について、選定委員会はP8「表1 評価項目基準表」の各項目に対し、応募書類に記載された内容について、現地視察、事業概要説明及びヒアリング(第1次審査は書類審査のみ)を基に審査を行い、評価(評点化)します。採点は審査項目ごとに行い、その合計点を各応募者の提案内容の得点とします。

表1 評価項目基準表

項目	着眼点	評点
① 応募動機等	○応募の動機は適切か。 ○保育所の運営に際して、その使命や役割等についての考え方が確立され、適正な運営が期待できるか。	10/250
② 経営の安定性及び継続性	○法人の経営状況が良好であり、当該施設の設置運営に支障はないか。 ○収支計画(建設及び運営資金の確保状況を含む)は適切か。	25/250
③ 教育保育の目標、ねらい、指導内容等	○教育・保育の理念や方針等が示されているか ○子どもの年齢に応じた教育保育内容についての方針が示されているか。 ○障がいのある子どもや発達上の課題のある子どもの支援についての考え方が具体的に示されているか。 ○アレルギー児の受入れ体制が具体的に示されているか。 ○給食(食育)に対する考え、取組みは適切か。 ○子育て支援事業についての基本的な考え方(方針)内容について具体的に示されているか。	50/250
④ 管理運営	○事故発生防止、防犯等の安全対策、災害対策への取組みは適切か。 ○保護者との信頼関係構築に係る取組みについて具体的に示されているか。 ○苦情処理についての対応や解決に向けた取組みについて具体的に示されているか。 ○地域との交流・連携に関する取組みについてどのように考えているのか。 ○市の待機児童対策に沿うような定員設定となっているか。また、特別保育の一環で一時預かり保育事業を実施するか。	50/250
⑤ 職員の配置・研修	○職員の育成や職場の環境づくりに関する取組み、資質を高める研修制度への取組みか適切か。 ○職員の確保の方法、配置(人数、経験年数)の考え方は適切か。	20/250
⑥ 施設整備計画	○施設の整備計画が適正で妥当であるか。 ○各室の面積・配置や施設整備、園庭確保、遊具の配置等運営する上で十分な配慮がなされているか。 ○安全を確保するための対策がなされているか。 ○建物の外観や植栽等、周辺の景観と調和がとれているか。	35/250
⑦ 立地条件	○良好な保育環境を確保できる周辺環境であるか。 ○近隣自治会・近隣住民の理解は得られているか。 ○駐車場の確保及び交通対策は適切か。 ○近隣への騒音対策はとられているか。	40/250

第2次審査追加項目

項目	着眼点	評点
⑧ 事業概要説明及びヒアリング	○論理性を持ち、分かりやすい説明となっているか。 ○業務に対する意欲、熱意が感じられるか。 ○提案している内容と、概要説明が整合しているか。 ○提案している内容は、実現可能か。	20/250

10 応募に関するスケジュール

内 容	日 程
募集要項配布	令和2年12月18日(金)
質問の受付	令和2年12月18日(金)～令和3年1月13日(水)
質問の最終回答更新予定日	令和3年1月15日(金)
応募意思事前登録(物件確定)	令和3年1月18日(月)～令和3年1月29日(金)
応募書類の受付	令和3年2月15日(月)～令和3年3月19日(金)
第1次審査(書類審査)	令和3年4月中旬
第1次審査の選考結果通知	令和3年5月上旬
第2次審査(現地視察、事業概要説明及びヒアリング)	令和3年5月中旬～下旬
最優秀提案者の決定 評価結果の通知、公表	令和3年6月中旬

11 問い合わせ先

天理市役所 健康福祉部 児童福祉課(市役所2階)

住所 〒632-8555
天理市川原城町605番地

TEL 0743-63-1001(内線236・216)

E-Mail jidou@city.tenri.nara.jp

【別紙1】

提出書類一覧

	書 類 名	様式	添付する書類
1 申し込み			
	保育所の整備・運営事業者応募申込書	様式 1	○法人印鑑登録証明書(3か月以内)
	宣誓書兼個人情報取扱いに関する同意書	様式 2	
	誓約書	様式 3	
2 法人の状況			
	法人状況報告書	様式4-1	○法人定款又は寄附行為 ○履歴事項全部証明書(3か月以内) ○理事会議事録(法人として応募を決議したことがわかる書類) ○法人の概要がわかるもの(パンフレット等) ○就業規則、給与規定(運営予定の施設での案) ※施設のパンフレット ※学校評価等、法人の自己評価・外部評価に関する書類
	法人役員等名簿	様式4-2	○法人代表者の履歴書及び資格を証する書類
	法人の財務状況等	様式 5	○納税証明書(国税(その3の3)及び地方税) ○事業報告書(直近3期分) ○財産目録(直近3期分) ○貸借対照表(直近3期分) ○資金収支計算書等(直近3期分) ・学校法人の場合—資金収支計算書、消費収支計算書 ・社会福祉法人の場合—資金収支計算書、事業活動収支計算書、付属明細書 ○借入金返済計画書 ○法人監査の結果通知(写)及び回答

3 園の組織・体制		
収支予算計画書等	様式6	○借入金返済計画表(借入れる場合) ○預金残高証明書等
教育・保育の理念、方針、目標	様式7-1	
開園日・開園時間・定員区分	様式7-2	
人材育成及び職員配置	様式8	○研修計画 ○園長予定者の履歴書及び資格を証する書類
安全対策・危機管理体制	様式 9	○避難経路図 ○避難訓練年間計画 ※安全対策マニュアル、危機管理マニュアル、緊急連絡体制、個人情報の取扱いに関する書類
4 園の運営		
全体的な計画	様式 10-1	○年齢別年間指導計画 ○年間行事予定
支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応	様式 10-2	※アレルギー対応についてのマニュアル
食育及び給食提供の考え方	様式 10-3	※食育年間計画
保護者に対する支援・地域との連携	様式 10-4	
その他配慮する取組・提案	様式 10-5	
5 施設整備計画等		
施設整備計画	様式 11	○位置図(最寄駅からの位置を表示) ○配置図 ○施設平面図 ○開設までのスケジュール(整備工程表) ○公図 ○土地の全部事項証明書(3か月以内) ○土地賃貸借契約書又は確約書

※印は、事業者が運営する施設等で作成しているものがあれば提出してください。

注)「提出書類確認表」に提出した書類をチェックし、提出してください。